

<報道発表資料>

令和7年10月22日
京都市行財政局
コンプライアンス推進室
人事部 人事課

職員の懲戒処分（市長部局）

本日、職員の懲戒処分を行いました。

被処分者	1 所 属 伏見区役所市民総合窓口室 2 年齢・性別 62歳・男性 3 職位・職種 主任（再任用）・事務（行政）
処分日	令和7年10月22日
処分内容	減給10分の1 1月
事案概要	被処分者は、令和7年8月6日午前6時20分頃、京都市営地下鉄車内において市民とトラブルとなり、所持していた金属バット入りのケースを相手に向けて差し出したところつかみ合いになり、その後、降車した六地藏駅構内において、相手と揉み合いになった際に顔面を引っ掻いて負傷させたとして、同日、京都府警宇治署に傷害の疑いで逮捕された。 被処分者は、上記の容疑について概ね認め、さらに、事案発生約2週間前から、同じ相手方とトラブルとなり、相手から足を軽く蹴られた際に軽く蹴り返したり、罵詈雑言を言われた際に同じように言い返すなどの行為を行っていたことを認めた。
備考	- 被処分者は、令和7年8月8日に釈放され、同年10月3日に不起訴処分となった。 - 被処分者は、本日付けで退職した。

<お問合せ先>

京都市行財政局コンプライアンス推進室

電話：075-222-4069